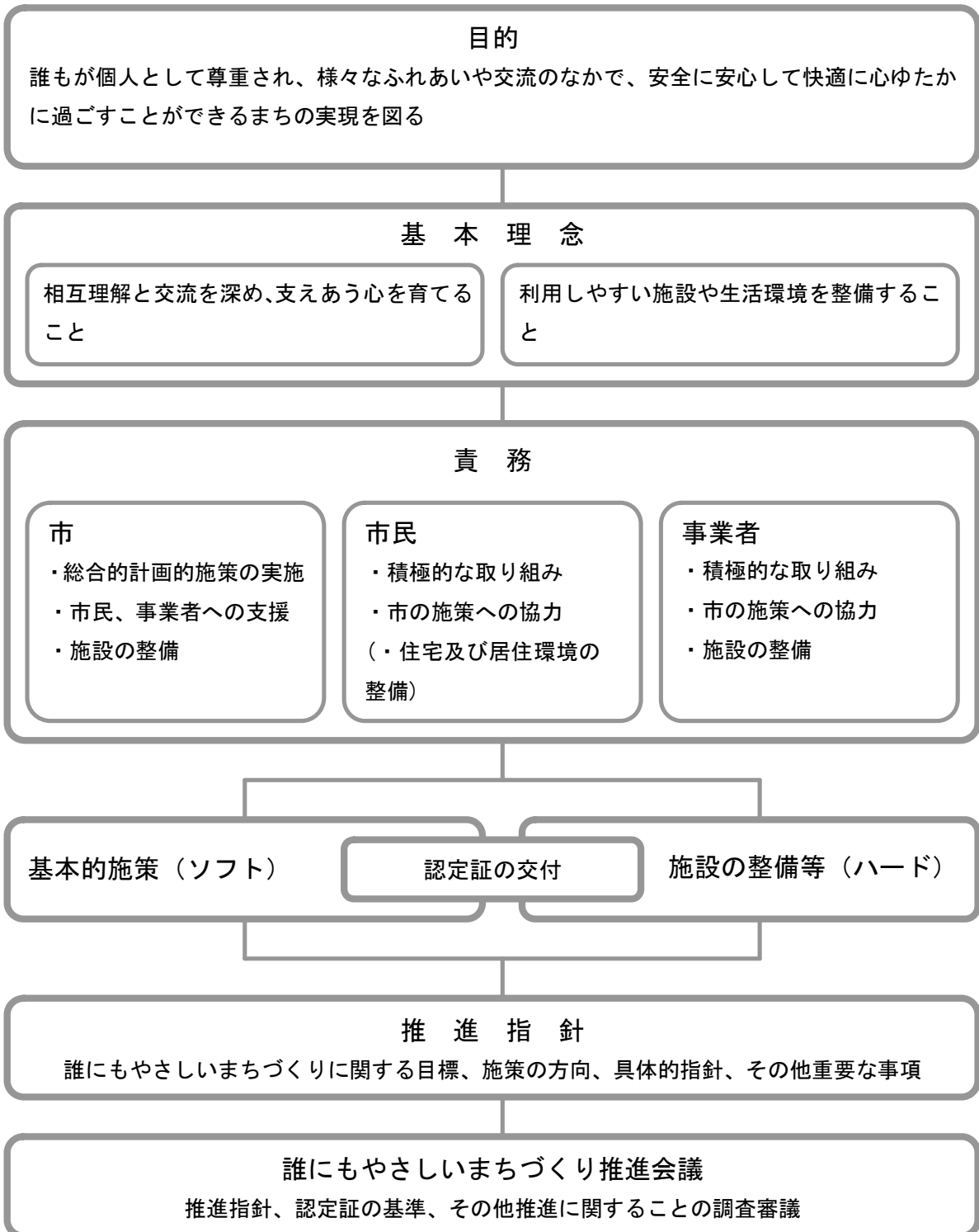


条例の概要



基本的施策（ソフト）

～地域福祉の推進など～

- ・ 地域福祉の推進
- ・ 子どもが健やかに育つ環境の整備
- ・ 健康づくり活動の充実
- ・ 福祉、保健、医療サービスの充実 など

～支えあう心の育成～

- ・ 市民意識の高揚
- ・ 教育の充実
- ・ 交流やふれあいの促進
- ・ 高齢者、障がい者などに配慮した施策の推進 など

～安全の確保など～

- ・ 生活上の安全確保
- ・ 情報提供
- ・ 地域ぐるみの雪対策
- ・ 個人の特性に応じたサービスの提供 など

施設の整備など（ハード）

～高齢者、障がい者などが利用しやすい施設に整備することへの努力義務～

- ・ 多くの人が利用する施設
- ・ 工作物
- ・ 交通環境
- ・ 住宅および居住環境

～ハートビル法による適合義務への付加～

- ・ 対象建築物の追加
- ・ 建築規模の引下げ
- ・ 構造および配置に関する基準の追加

（階段、便所、浴室など、車いす使用者用客室、利用円滑化経路）